

資金決済に関する法律20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

平成28年12月2日に取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記の通り未使用残高の払戻しを致しますので、申出期間内に申出をお願い致します。

記

払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
宮島石油販売株式会社

払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

ルート7新発田店 及び 竹尾インター店 及び ルート8白根店にて発行のオレンジ色の旧プリペイドカード（磁気型）。詳細は店頭スタッフ又は、下記問い合わせ先に連絡お願い致します。

払戻し申出期間

平成29年3月2日（木曜日）10時から平成29年6月2日（金曜日）17時まで
※当該申出期間内に申出をしなかった旧プリペイドカード保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意ください。

申出の方法

ルート7新発田店 及び 竹尾インター店 及び ルート8白根店 のセールスルームスタッフへ申出お願い致します。

払戻の方法

旧プリペイドカードと引換に現金で払戻しさせていただきます。
希望者は、残高を新プリペイドカード（サーバー型）へ移行致します。

払戻しに関する問い合わせ

〒957-0051 新潟県新発田市城北町3-3-20
宮島石油販売株式会社
電話番号 0254-22-5566

宮島石油販売株式会社
平成29年3月2日